

社労士試験合格者セミナー資料

埼玉県社会保険労務士政治連盟
会 長 石 倉 正 仁

1. 政治連盟の生い立ち

▶ 社会保険労務士制度推進連盟設立趣意書

われわれ社会保険労務士にとって、社会保険労務士制度の確立と強化をはかることが使命であります。そのためには、まず、長年の課題である社会保険労務士法改正を期することが急務とされております。この改正を実現させるためには、数多くの理解者と協力者を国政の場に求める必要があります。

しかしながら、これら政治活動を公益法人である社団法人全国社会保険労務士会が行うことは、政治資金規正法によって幾多の制約があり、その実効を挙げる事ができない状況にあります。

そこで、われわれは、社団法人全国社会保険労務士会を母体とした政治団体(社会保険労務士制度推進連盟)を設立し、目的達成のための政治活動を強力に展開する必要があるため、会員各位におかれては、この趣旨を十分ご理解頂き、社会保険労務士制度推進連盟の設立にご賛同されるようお願い申し上げます。

昭和52年6月30日

社会保険労務士制度推進連盟 設立発起人代表

2. 政治連盟の目的

- ▶ 社会保険労務士政治連盟の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図ることである。
- ▶ しかるに、政治連盟の活動の成果は、社会保険労務士制度の発展、社会保険労務士の地位向上と直結し、全ての社会保険労務士の利益となっている。
- ▶ 政治連盟に加入していない人は、他人のふんどしで相撲をとっているのと同じこと。

3. 社労士法改正の概要

▶ 第1次法改正・・・昭和53年

- (1) 提出代行業務の追加
- (2) 社会保険労務士会の設立
- (3) 全国社会保険労務士会連合会の設立

第2次法改正・・・昭和56年

- (1) 社会保険労務士の職責の明確化
- (2) 免許制から登録制へ
- (3) 社会保険労務士の資格要件に実務経験2年を加える

社労士法改正の概要

▶ 第3次法改正・・・昭和61年

- (1) 事務代理の新設
- (2) 勤務社会保険労務士に関する規定の整備
- (3) 研修の受講義務を定める

第4次法改正・・・平成5年

- (1) 職務内容の明確化・・・労務管理の文言を入れ明確にする
- (2) 登録即入会制へ移行

社労士法改正の概要

▶ 第5次法改正・・・平成10年

- (1) 社労士試験事務の連合会への委託
- (2) 事務代理に審査請求を含める

第6次法改正・・・平成14年

- (1) 個別労働関係紛争に参入
- (2) 社会保険労務士法人制度の創設
- (3) 会則の記載事項の整備を行い、支部を設けることが出来るようにした。会則から報酬に関する規定を削除した。

社労士法改正の概要

第7次法改正・・・平成17年

- (1) 紛争解決手続代理業務の拡大・・・60万円
- (2) 特定社会保険労務士制度の整備
- (3) 労働争議不介入規定の削除

第8次法改正・・・平成27年

- (1) 紛争目的価格の上限額の引き上げ・・・120万円
- (2) 補佐人制度の創設
- (3) 社員が1人の社労士法人の設立を可能とする。

社労士法改正の概要

▶ 第9次法改正

1. 使命規定の創設 使命を果たせない者は
2. 職務内容の明確化 労務監査
3. 補佐人規定の整備 弁護士である訴訟代理人
4. 名称使用制限規定に「社労士」を追加 . . . 市民権を得ている

日々の活動

- ▶ 政治連盟は、本会の付託を受けて、活動することが基本
- ▶ 本会の業務が、スムーズに運ぶように政治家に働きかけを行う。
- ▶ 社労士業務について、広く知らしめるために、有用性を訴える。
- ▶ 都道府県政治連盟は、都道府県を相手に活動を行う。
- ▶ 県議会の各会派へ予算要望を行う事に合わせ、社労士業務のPRを行う
 - (1)学校教育出前授業・・・・・・・・法教育だけでなく
 - (2)労働条件審査の導入・・・・・・・・入札業者の審査
 - (3)県立病院などでの両立支援相談・・傷病手当金や障害年金
 - (4)ADR機関への支援・・・・・・・・ODRへの対応